

猪名川町南部地域包括支援センター運營業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 公募の趣旨

猪名川町では、保健・医療・福祉の連携の拠点及び高齢者の生活を総合的に支える相談先として地域包括支援センターを1箇所設置している。今後のさらなる高齢者人口の増加を視野に入れ、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制強化及び様々な地域課題に対してきめ細やかな対応を行うため、地域包括支援センターを現在の1箇所から2箇所に増設する。

増設する2箇所目の地域包括支援センターについては民間事業者の創意工夫を生かし、包括的支援事業の適切、公正、中立かつ効率的な実施が可能な運営法人を募集する。

なお、本選定はあくまで「受託候補者」を選定するものであり契約行為ではない。本選定は、令和5年度当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、町議会において当初予算案が否決された場合は、委託契約を締結しない可能性があるので留意すること。

2. 業務名

猪名川町南部地域包括支援センター運營業務委託

3. 委託業務内容

- (1) 総合相談業務
- (2) 権利擁護業務
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- (4) 介護予防ケアマネジメント
- (5) その他業務

各業務の詳細については「猪名川町南部地域包括支援センター運營業務委託仕様書」とおりとする。なお、今後発布される地域包括支援センターに係る国の政令・省令で規定される業務を含むものとする。

4. 委託期間

委託期間は、令和5年10月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、猪名川町及び猪名川町地域包括支援センター運営協議会が、その業務の実施につき著しく不相当と認められた場合、介護保険法及びこれに関連する政省令等に定める事項に違反した場合は、委託期間の満了日以前に契約を解除する場合がある。

5. 募集区域

募集する区域内に地域包括支援センターを設置すること。ただし、募集区域外であっても、法人が町内で運営している介護保険事業所の所在地にセンターを併設する場合は、来所が困難な住民に対して、可能な限り訪問により対応することを応募の条件とする。

募集区域・・・猪名川小学校区、白金小学校区及びつつじが丘小学校区

担当地区	地区名（字）	最低配置 職員数	65歳以上人口 （）内は75歳以上人口 ※R4.9月末現在
南部	紫合、柏梨田、上野、広根、若葉、 北田原、南田原、北野、紫合、銀山、 白金、猪淵、肝川、差組、猪名川台、 つつじが丘	3名	4,206人 (1,818人)

6. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

7. 委託料（上限額）

委託料は、包括的支援事業及び業務委託仕様書に記載の介護予防・日常生活支援総合事業（法第115の45第1項第1号ニの第1号介護予防支援事業を除く）に関する分の人員配置に示す従事者の人件費と運営費として、以下の額を上限とする。なお令和5年度の委託料については事業準備費用を加える。（委託料は消費税及び地方消費税を含む）

令和5年度委託料 11,925,000円（6カ月分、事業準備費用 上限3,000,000円を含む）

令和6年度委託料 17,850,000円

令和7年度委託料 17,850,000円

(1) 令和5年度の委託料の支払いについては、事業準備費用を除く年間委託金額を2分の1ずつ10月と1月に請求書を提出すること。ただし、事業準備費用については契約締結直後より請求書を提出することができるものとする。令和6年度及び令和7年度については、年間委託金額の4分の1ずつ4月、7月、10月、1月に請求書を提出すること。なお、受託者は四半期ごとに業務委託に関する予算執行状況を含む業務報告書を町が指定する期日までに提出し、町の確認を受けることとする。

(2) 毎年度業務終了後20日以内に、町の定める様式により実績報告書を提出すること。

※この業務委託は、条例に定める長期継続契約であり、町は令和5年度以降において町の歳出予算におけるこの業務委託に係る契約の契約金額について減額または削除があった場合には、この契約を変更または解除できるものとする。

8. 参加資格要件

業務内容について、適切・公正・中立かつ効果的に実施することができ次の全ての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（令和10年法律第7号）第2条第2項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人

- (2) 猪名川町をサービス提供区域とする介護保険法によるサービスを提供する法人であること。
- (3) 契約に際しては、猪名川町財務規則（昭和 51 年規則第 4 号）第 92 条の規定に基づき契約保証金を納付すること。なお、受託者がこの契約に定める義務を履行したときは、返還するものとする。
- (4) 参加申込みの締切日において、地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当しない法人であること。
- (5) 参加申込みの締切日において、直近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税、町税の滞納がないこと。
- (6) 参加申込者が、過去 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたものでないこと。
- (7) 会社更生法（令和 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（令和 11 年法律第 225 号）等による手続きをしていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない法人であること。

9. 欠格事項

応募のあった事業者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当した場合。
- (3) 応募受付の締切日以降において、猪名川町における一般競争入札等の指名停止処分を受けた場合。
- (4) 著しい信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合。

10. スケジュール

内容	期日又は期間
実施要領公開、質問受付開始	令和 5 年 2 月 27 日（月）
質問受付終了	令和 5 年 3 月 7 日（火）
質問回答・応募受付開始	令和 5 年 3 月 10 日（金）
応募締切	令和 5 年 3 月 31 日（金）（消印有効）
選定委員会開催 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和 5 年 4 月 12 日（水）
地域包括支援センター運営協議会の承認	令和 5 年 4 月下旬
候補者の決定、選定結果通知	令和 5 年 5 月上旬

契約締結	令和5年5月中旬（予定）
地域包括支援センターの設置届及び指定介護予防支援事業所の指定申請	令和5年6月30日（金）まで
業務準備期間	契約締結後
センター開設	令和5年10月2日（月） ※センター設置は10月1日付とする

11. 委託の条件

○運営

- (1) 受託する区域内または近接地（町内）に地域包括支援センターを設置できること。
- (2) 地域包括支援センターの受託法人（以下「受託法人」という。）が地域包括支援センターを運営すること。
- (3) 地域包括支援センターの運営内容については、「猪名川町地域包括支援センター運営方針」、「地域包括支援センター運営マニュアル3訂」（一般財団法人長寿社会開発センター）及び「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付、老計発第1018001号他、厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）等の関係法令を遵守すること。
- (4) 地域包括支援センターの開設日及び時間は、次のとおりとし、開設時間に利用者の相談等に対応できるよう必要な勤務体制を組むこと。
 - ア 開設日 毎週月曜日～金曜日

※但し、国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日をいう。）、年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）を除く。
 - イ 開設時間 午前8時45分～午後5時30分
- (5) 地域包括支援センターの開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう必要な措置を講じること。
- (6) 地域包括支援センターの趣旨を踏まえ、中立・公正な運営を図るための必要な措置を講じること。
- (7) 地域包括支援センターは、業務の実施にあたり、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (8) 地域包括支援センターの業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

○設置場所

- (1) 町民の利便性を考慮して設置すること。
- (2) 法人の施設及びサービス提供事業所など法人の所有する場所以外で設置する場合には、仮契約を行う又は承諾書等により内諾を得るなど、その場所での地域包括支援センター

の設置を書面等で確認していること。

- (3) 地域包括支援センターの設置に係る契約等については、設置法人の責任において行うものとする。

○設備

- (1) 必要な専用の事務スペースを有すること。
- (2) 地域包括支援センター内には、相談及び会議室機能を有する専用スペースを設置すること。
- (3) 事務室には、机、いす、施錠できる書類保管庫、セキュリティ機能を確保したパソコン及びデータ交換の際に必要な記憶媒体、プリンタ、電話、FAXを必ず配備すること。
- (4) インターネットへの接続が可能な環境を整備すること。また、地域包括支援センター専用で利用できる電子メールアドレスを取得すること。
- (5) 建物の周辺、入り口も含めて、高齢者に配慮した建物・設備であること。
- (6) 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮するものとする。
- (7) 駐車場は、車椅子での来訪者を考慮した広さを有するものとする。
- (8) 地域包括支援センターの看板及び案内板等を設置すること。
- (9) 車を配置する場合は、車両に担当センター名称を掲げること。

○人員配置

従事者は3名以上とし、下記【3職種】をそれぞれ1名以上常勤で配置すること。また、その中の1名を管理者とするとともに次の事項を考慮すること。

- (1) 従事者の要件は次のとおりであるが、各従事者の業務内容を踏まえ、その者の経験及び能力から、適切かつ効果的な業務の履行が期待できる者を選定すること。なお、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。

【3職種】

ア 保健師又は保健師に準ずる者

- ・保健師
- ・保健師に準ずる者

地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

イ 社会福祉士又は社会福祉士に準ずる者

- ・社会福祉士
- ・社会福祉士に準ずる者

福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有し、十分な業務の遂行能力がある者

ウ 主任介護支援専門員又は主任介護支援専門員に準ずる者

- ・主任介護支援専門員
- ・主任介護支援専門員に準ずる者

「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

※地域包括支援センター設置法人の候補者に決定した場合は、すみやかに配置予定職員を選定すること。

- (2) 従事者が、国・県・市等が実施する地域包括支援センター従事者研修を積極的に受講することができるよう必要な手立てを講じること。
- (3) 長期休暇や退職等により職員が欠けた場合は、速やかに代替職員を配置すること。また、常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあっては、適切な業務遂行を確保できるかどうかについて運営協議会の判断を得た上で、経過的に、センター職員の一部を常勤換算方法により必要人員数を確保することで足りるものとする。なお、上記を適用しても人員が不足する状態が1カ月以上続く場合は、委託料の減額を行うものとする。

12. 質問及び回答

質問がある場合は、質問書を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

- (1) 提出書類 「質問書」（様式第9号を使用）
- (2) 提出期間 令和5年2月27日（月）～令和5年3月7日（火）
- (3) 提出先及び提出方法

提出は電子メールによること。

猪名川町生活部保険課 メールアドレス kaigo@town.inagawa.lg.jp

- (4) 質問に対する回答は本町のホームページにおいて実施する。

13. 提案書の提出期間・提出方法

- (1) 提案書等の提出期間
令和5年3月10日（金）～令和5年3月31日（金）（土・日曜日及び国民の祝日を除く）
（受付時間：午前8時45分～正午 及び 午後1時～午後5時30分）
- (2) 提案書等の提出方法
 - ・提出期間（受付時間）の間に猪名川町生活部保険課まで持参又は簡易書留等による記録の残る方法で郵送すること。（期日までに必着のこと）
 - ・受付期間中に提出がない場合、不備がある場合は本業務のプロポーザルへの参加資格を無効とする。
- (3) 提案書等に係る提出書類一覧表

順番	内容
1	参加表明書（様式第1号）
2	誓約書（様式第2号）
3	法人に関する事項（様式第3号）
4	地域包括支援センター運営方針・事業計画に関する事項（様式第4号）
5	職員配置計画書（様式第5号）
6	事務所設置改革書（様式第6号）
7	法人の沿革・組織が分かる資料（パンフレット可）
8	地域包括支援センター運営にかかる収支予算見込書（任意様式）
9	見積書（任意様式）
10	決算書（直近2年分）
11	法人税・消費税及び地方消費税に係る納税証明書、法人事業税、法人住民税（都道府県民税・住民税）に係る納税証明書
12	暴力団排除に関する条例に係る誓約書（様式第7号）
13	事業所一覧表（様式第8号）

原本1部、副本（原本の写し）5部を提出すること。

(4) 提案書作成上の注意

- ①提出書類は上記「提案書等に係る提出書類一覧表」の順番にまとめ、インデックス（見出し）をつけること。
- ②提案書は、原則A4とする。
- ③様式指定のあるものについては、別紙指定様式により作成すること。
- ④様式ごとに両面印刷とし、様式ごとに頁数をページの下中央に記載すること。
- ⑤提出された書類は理由のいかんを問わず返却しない。
- ⑥提出書類については、非公表とする。

14. 選定委員会

(1) 委託事業者の選定は、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより、選定委員会が行う。

- ①実施時間 1事業者あたり30分以内
(プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内)
- ②出席者 1事業者あたり3名以内
- ③その他 プレゼンテーションでは、提出書類をもとに説明することとし、プロジェクター及びスクリーン等の使用は不可とする。

(2) 審査基準

「猪名川町南部地域包括支援センター運營業務委託プロポーザル方式審査基準」のとおり

(3) 選定委員会の実施日程

令和5年4月12日（水）（予定）

※詳細については、提案書を提出した事業者に連絡する。

15. 選定結果の通知

選定結果は、応募のあったすべての事業者に通知するとともに猪名川町のホームページで公表する。

16. その他

応募に要する一切の費用は、当該事業者の負担とする。

17. 応募書類の提出先・問い合わせ先

〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1

猪名川町生活部保険課（猪名川町役場本庁舎 1階 2番窓口）担当：平井

電話（072）767-6235

メール:kaigo@town.inagawa.lg.jp